

・ 27年算定基礎届調査対象事業所 2030事業所【被保険者100人未満】

・対象事業所内訳・・・27年度対象 1035

26年度調査未来所 349

26年度新規適用 646

・調査期間 7月1日～7月31日(22日)

7月1日～7月24日(17日) 40人未満

7月27日～7月31日(5日) 40人以上

・調査通知書は27年は「クリーム色」の紙を使用。

・算定基礎届、調査通知書発送日

6月16日(※協会ターンアラウンドCD事業所のみ6月19日予定)

・70歳以上被用者算定は、算定基礎届とは別封筒で6月16日発送

・別送届けの出ている事業所には長3封筒にて調査通知書のみ送付

・別送届けの出ている調査対象事業所には長3封筒の表面に、

事業主様親展 重要

算定基礎届提出に関する重要なお知らせです。

委託されている社会保険労務士様に、本通知書が届いた旨連絡願います。

の、ゴム印を押印。

・ 宛名シールによる調査対象事業所の見分け方

※「1」または「2」の表示あり(表示なければ調査対象外)

別送分(社会保険労務士様あて送付、調査通知文書は事業主様あて送付)

〒123-4567	2
東京都 江戸川区 中央 ※-※※-※※※	
社会保険労務士 ○○○○ 様	
(36-◆◆◆123)	
(株式会社 ★★★★★ 届出用紙在中)	

※ 2の表示あり

通常分(事業主様あて調査通知文書同封)

〒123-4567	1
東京都 江戸川区 中央 ※-※※-※※※	
株式会社 ★★★★★ 事業主 様	
(36-◆◆◆123)	

※ 1の表示あり

定時決定（算定）時調査のご案内

事業主の皆様には、日頃から社会保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、毎年7月は、算定基礎届を提出していただくこととなりますが、数年に一度会場にお越し
いただき算定基礎届や賃金台帳等を確認する定時決定時調査を行っております。

貴事業所の本年度の提出につきましては、誠に勝手ながら会場にお越しいただき算定基礎届や
賃金台帳等を確認させていただくことになりました。

ご多忙中大変恐縮ではございますが、下記日程にお越しいただきますようお願いいたします。
なお、当日は会場の状況によりお待ちいただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
今回の調査は、健康保険法第198条第1項、厚生年金保険法第100条第1項に基づき行うものです。

■ **算定基礎届提出日（指定の日に提出できないときは、当所適用調査課までご連絡ください）**

来所いただけない場合は、後日、来所または訪問による調査を改めて実施することとなります。

平成27年 7月 1 日 10 時 30 分

■ **提出場所** 裏面をご覧ください。

■ **調査対象者**

社会保険の適用の有無や雇用形態に関わらず、平成27年7月1日現在在職している全従業員
（パート、アルバイト等の短時間就労者を含みます。）が調査の対象となります。

■ **算定基礎届等を作成のうえ、提出日に以下のものを必ずご持参下さい。**

※ **社会保険労務士様に委託されている事業所様におかれましては、算定基礎届は委託されて
いる社会保険労務士様に送付しておりますので、本通知が届いた旨を社会保険労務士様に
ご連絡願います。**

※ 健康保険組合に加入している事業主様につきましても、厚生年金保険分の算定基礎届等は
健康保険組合へ提出せず、会場へお越しいただき定時決定時調査の際に提出してください。

【提出日にご持参いただくもの】

①労働者名簿、雇用契約書

②源泉所得税領収証書、個人別所得税源泉徴収簿（納期の特例適用を受けている場合は直近のもの）

③賃金台帳、賃金支給明細書又は給与振込明細書

④出勤簿又はタイムカード（賃金台帳等に出勤日数・勤務時間の記載がある場合は省略可）

※①～④については、平成27年1月から現在までのもの。

⑤事業所名、所在地のゴム印及び社判、事業主印（お持ちいただける場合）

⑥算定基礎届、算定基礎届総括表、算定基礎届総括表附表、

厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届（対象者がいる場合）

（※算定基礎届を磁気媒体及び電子申請による提出の場合は、お手数ですが内容一覧も併
せて作成し、ご持参願います）

⑦法人（商業）登記簿謄本等のコピー

※⑦については、算定基礎届総括表において、会社法人等番号の訂正の必要がある場合や
印字されていない場合で、訂正後欄へ会社法人等番号を記入した場合に限ります。

※お願い：算定基礎届は被保険者番号順に届出していただきますようご協力お願いいたします。

注：会場にお越しいただく際には、必ずこの通知をご持参下さい。



〒 123-4567
江戸川区 中央 ※-※-※

株式会社 ★★★★★ 様

項番 123

事業主様親展 重要

算定基礎届提出に関する重要なお知らせです。
委託されている社会保険労務士様に、本通知書が
届いた旨連絡願います。



日本年金機構

Japan Pension Service

江戸川年金事務所

〒132-8502
江戸川区中央3-4-24

TEL. 03-3652-5106

担当